

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成17年12月13日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成17年12月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	所内ボイラにおいて、間欠薬注実施時薬注ラインの弁グランド部(V-75-5131・15006A)及びフランジ部(V-75-5137A)よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	
2	3号機	原子炉建屋天井クレーン電源(P/C3SA-8A)において、しゃ断器の制御回路に不具合が認められたため、制御回路を点検・修理	
3	4号機	循環水ポンプ(A)の吐出圧力検出配管洗浄用電磁弁において、開閉表示ランプに点灯不良が認められたため、当該表示ランプ回路を点検・修理	
4	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置(CH-10D・10E)において、冷水出口温度スイッチ(TS-76-2010D・2010E)の動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	
5	5号機	純水タンク廻り配管において、保温材及びスペースヒータ端子箱サポート部の腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
6	5号機	廃棄物処理建屋地下の濃縮廃液シール水ポンプ(A)脇の、機器ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	
7	5号機	タービン建屋地階南西立溝ピット用漏えい検出器(LE-20-702-52-1)において、ドレン弁ハンドル固定ナットが紛失しているため、ナットを取り付け	
8	6号機	所内ボイラ重油噴燃ポンプ(C)モータ点検時、ロータシャフトジャーナル部(負荷側・反負荷側)の寸法測定値に管理値はずれが認められたため、当該部を修理	
9	6号機	硫酸第一鉄注入溶解タンク北側階段(屋外)において、手摺り及びその廻りに腐食が認められたため、当該部を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備運転中、廃棄物仮置コンベア(A)の動作不良が認められたため、当該コンベアを点検・修理	
11	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備開梱コンベア(A-2)において、廃棄物詰まりによるローラ部からの異音発生が認められたため、当該部を点検・修理	
12	その他	1. 2号機関連設備図書において、熱平衡線図の不備及び図書の欠落が認められたため、対応を検討	
13	その他	水処理設備排水処理装置の高速凝集沈殿槽入口配管において、入口ストレーナ後弁付近より水の滲みが認められたため、当該部を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで